

高津区上作延地区 住居表示検討委員会小委員会 第3回

次 第

日 時 令和3年11月25日（木）午前10時から午前11時まで

場 所 上作延町会会館

1 議 題

- (1) 第2回小委員会の内容の確認について 【資料1】
- (2) 町の区域の合理化について 【資料2】
- (3) その他

2 配布資料

- 資料1 上作延地区住居表示検討委員会（第2回）小委員会摘録
- 資料2 町の区域の合理化について

（事務局）

川崎市市民文化局戸籍住民サービス課

担当：田中、平山、萩本

電話：044-200-2736

上作延地区住居表示検討委員会・小委員会（第2回）摘録

日 時 令和3年10月27日（水）午前10時～午前11時

場 所 上作延町会会館

出席者 上作延町会：浅田幾美（委員長）、水科宗一郎、斉藤安男、三田敏幸、
金子貞視

事務局 戸籍住民サービス課：渡辺課長、田中課長補佐、平山、萩本

【議題1】第1回小委員会の検討内容の確認について（資料1）

○事務局から前回の小委員会の摘録案を説明。次の質疑応答の後、摘録案は承認された。

委員：主な意見の中でアンケートを行うというのがあったが、これを行う必要性など、どんな話の流れから出てきた意見なのかを確認したい。

事務局：関係する住民に個々に意見を聞くとかアンケートを行うなど、何かしらの方法で意見を聞くのがいいかもしれないという意見であった。

【議題2】新町界案の検討について（資料2-1、2-2）

○前回の小委員会から引き続き、平瀬川北側の町割案と平瀬川南側の町割案について議論し、北側は案2の組合せ1、南側は案2の組合せ1を新町界案とすることに決定した。

<新町界案について：議論の経過>

委員：平瀬川北側については案2が良い。案1は町の形状は長くなってしまう。案2は組合せ2が街区数からバランスが取れている。

委員：平瀬川南側については案3が街区数から見てちょうど良い。

委員：自分は平瀬川北側については案2で組合せは2。南側は案2で組合せは1が良い。案2の組合せ2はBの町界線の出っ張りが気になる。

委員長：はじめに北側から検討して、南側はその次に検討するとしましょう。

委員：平瀬川北側について、町界の線としては案1がすっきりしている。

委員：平瀬川北側では、こぢんまりとするのは案2であり、分かりやすい。

委員長：平瀬川北側については案2でよいか。
(委員全員異議なし。)

委員長：案2の組合せはどちらがよいか。

委員：組合せ1なら町界線が南側の町界線にも延長してつながるので、分かりやすいと思う。

委員長：北側の案2の組合せは1でよいか。
(委員全員異議なし。)

委員長：次に平瀬川南側について、委員からは案2と案3が良いと意見が出ているがどうか。

委員：案3は町数が増えるが、分かりやすいのは案2ではないか。

委員長：案2であれば組合せはどれが良いか。

委員：案2の組合せは1が分かりやすい。

委員長：それでは、平瀬川南側は案2の組合せ1でよいか。
(委員全員異議なし。)

<向ヶ丘との町界の検討について>

- ・向ヶ丘との町界の検討については、上作延部分の町界検討の後に行うこととする。

【議題3】その他

○今後の日程について、第2回検討委員会を11月中旬に開催すること、第3回小委員会を11月25日(木)午前10時、上作延町会会館にて開催することを決定。

町の区域の合理化について

住居表示実施に併せて町区域を合理的（整形化）にするために、町界を主要な道路に設定する場合には、住居表示対象の町の区域の一部除外又は隣接する町の区域の一部を取り込むことがあります。

住居表示を実施する区域を合理化するにあたっては、住民の従来の町や字の区域を尊重する意思もあることから慎重に検討する必要があります。

1 町の区域の合理化の根拠

<住居表示に関する法律>

（町又は字の区域の合理化等）

第5条 街区方式によって住居を表示しようとする場合において、街区方式によることが不合理な町又は字の区域があるときは、できるだけその区域を合理的なものにするよう努めなければならない。

2 前項の規定により新たな町又は字の区域を定めた場合には、当該町又は字の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない。これにより難いときは、できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものにしなければならない。

[解 説]

本条は、市町村が街区方式による住居表示を実施する場合にできるだけ区域を合理的なものにすること並びに町又は字の区域を新たに定めた場合に、当該町又は字の名称はできるだけ従来の名称に準拠するよう市町村に義務付けている規定である。

区域を合理的なものにするには、河川、道路、鉄道等の明確な施設によって区画しなければならない。

しかし、その対象となっている一定区画とその上を包括する町又は字の区域とが必ずしも地理的にうまく一致していない場合があり、また、町の区域が飛び地になっていたり、町界線が入り組んだりしている。そこで、市町村は、このような場合、街区を包括する区域としての町又は字の区域も街区の区画のしかたに合わせて明確な地物等によって整然と区画する必要が生じ、本条第1項の規定は、このような場合に市町村に整然とした区画にするよう期待している。

※出典「住居表示制度の解説」自治省振興課編（昭和61年3月20日改定発行）から一部抜粋。

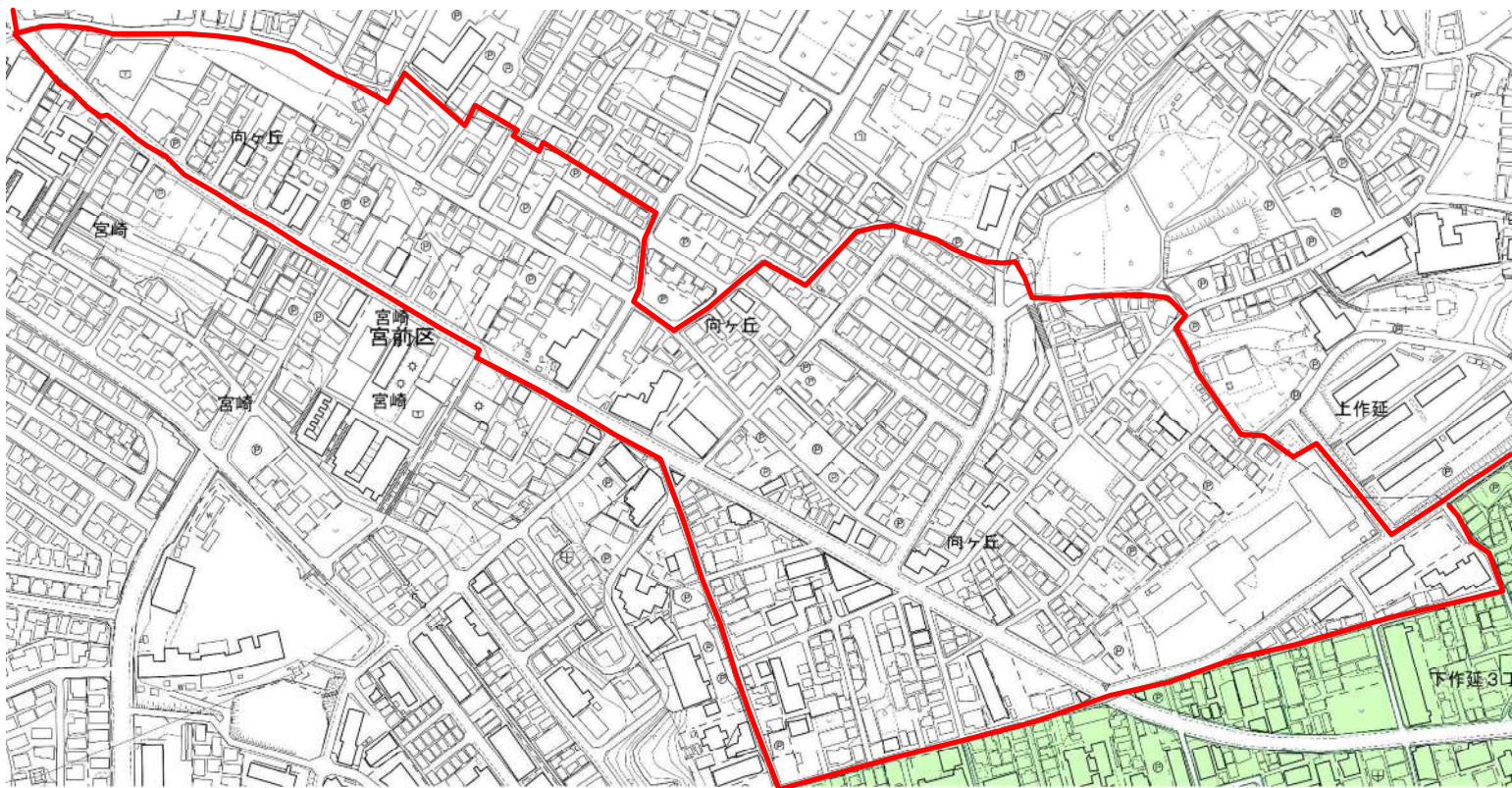
2 町の区域の合理化の考え方

上作延地区と向ヶ丘地区との町界を合理的な境界線に修正する場合、

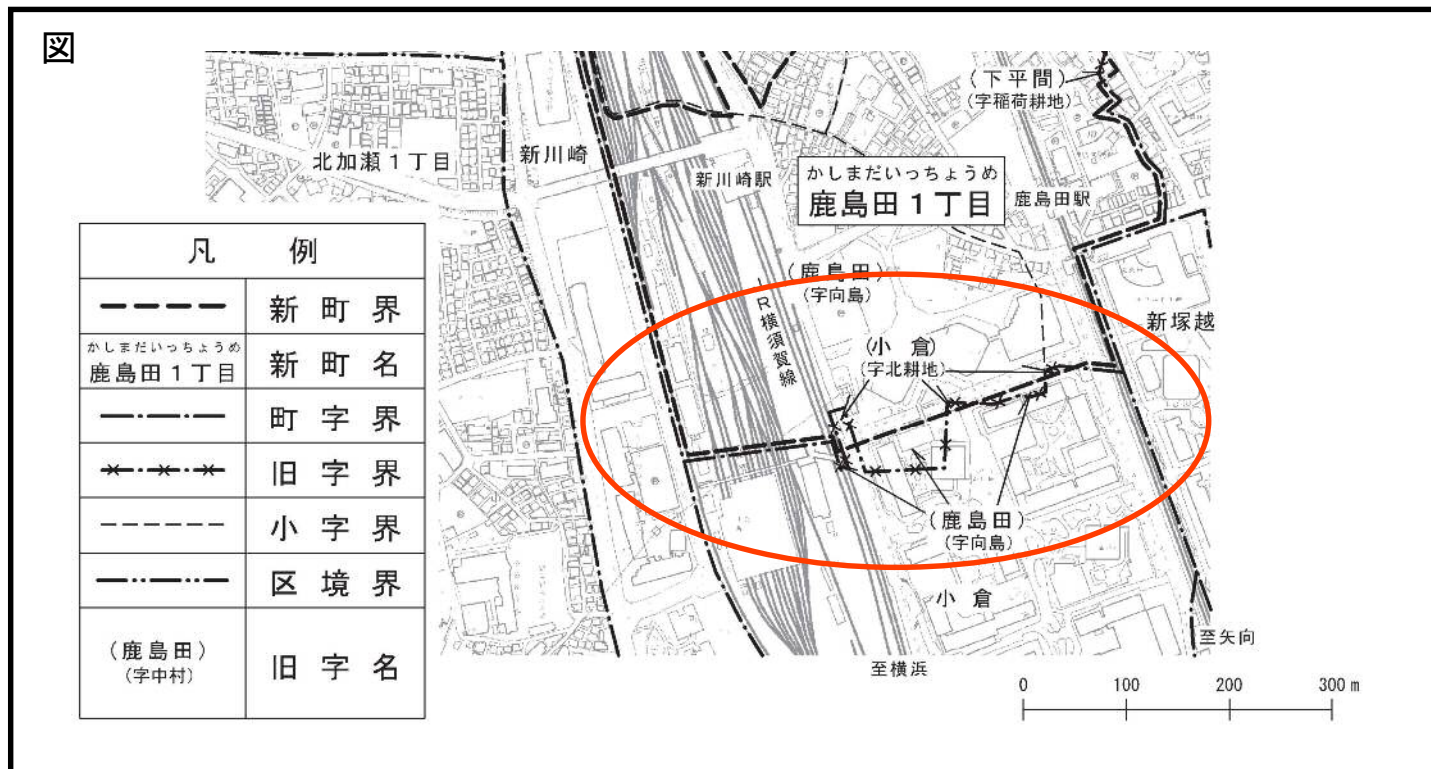
- a. 公道等による簡明な境界線の設定により、向ヶ丘の区域を大きく上作延地区に取り込み、町区域の整形化を図る。
- b. 公道等による簡明な境界線の設定により、向ヶ丘の一部区域を上作延地区に取り込み、できる限り町区域の整形化を図る。
- c. 現町・字界どおり（従来の町・字区域を尊重）

という3つの方向性が考えられます。

向ヶ丘地区の現町界



合理化するとは具体的にどういったことなのか？



錯綜している町界を図のように直線的に修正すること→合理化